平成２５年（フ）第４３２号
大阪市生野区巽北４丁目３番32―508号
債務者　スズキ建設こと　鈴木　忠宏
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３３号
大阪市北区長柄東１―５―21―1003、住民票上の住所大阪市北区長柄東１丁目５番21―1305号
債務者　岩井　　弘
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９４号
大阪市住之江区御崎１丁目２番12号　サニーハイツ205、前住所大阪市住之江区浜口西１丁目12番４―202号
債務者　西田　　実
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１６号
大阪府交野市寺２丁目22番５号
債務者　牧　　勇樹
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６２９号
大阪市東淀川区豊里４丁目１番８―407号
債務者　長谷川敏子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６３１号
大阪府枚方市新之栄町17番16―102号
債務者　栗本　　勇
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８７４号
大阪府大東市三箇１丁目12番41号　コスモス住道103号
債務者　山中　福雄
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９５８号
大阪市生野区勝山南２丁目１番14号　グレース桃谷303号
債務者　松本　秀之
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０２４号
大阪市旭区中宮４丁目２番６号　シカマハイツ503
債務者　齋藤　暁美
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０２６号
大阪府枚方市須山町60番10号
債務者　古田　光男
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０２７号
大阪府寝屋川市池田１丁目５番30号
債務者　片岡　美和
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０２８号
大阪市生野区中川３丁目２番12号、前住所大阪府東大阪市足代南１丁目２番８号　岡島ラインハウス402号
債務者　森嵜　勇人
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０３４号
大阪市城東区鴫野西５丁目21番16号　ツインウェーブ１Ｄ
債務者　森村まどか
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０３９号
大阪府門真市脇田町２番３―109号
債務者　沖島みやこ
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２４号
熊本市中央区細工町４丁目40番地１　ビクトリーマンション903号
債務者　岡本美喜代
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２９号
熊本市中央区帯山２丁目13番45号　白木アパート２号
債務者　河端　英二
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８４号
名古屋市熱田区比々野町19番地　レジディア日比野105号
債務者　松永　　巧
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部